



平成 21 年 11 月 4 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 社 長 李 堅
(JASDAQ: 2315)
問 合 せ 先 :
執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 大 槻 二 郎
TEL 03-5769-8200 (代表)

第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 4 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

- (1) 発行期日（割当日及び払込期日）
平成 21 年 12 月 29 日
- (2) 新株予約権数の総数
1,250 個
- (3) 発行価額
無償
- (4) 当該発行による潜在株式数
125,000 株（普通株式）
- (5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）
新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額 2,312,500,000 円（差引手取概算額 2,292,500,000 円）
- (6) 行使価額
1 株あたり 18,500 円
- (7) 募集又は割当方法（割当先）
第三者割当の方法により割当てる。

Digital China Software (BVI) Limited	900 個
KING TECH SERVICE HK LIMITED	350 個

(8) その他

本新株予約権の募集は、本日付で取締役会決議をした第三者割当による新株発行と共に、平成 21 年 12 月 22 日開催予定の当社臨時株主総会において承認されることを条件として実施するものとする。

また、割当先と当社が協議の上必要性があると合意し、書面で確認した場合、当社の取締役会は、本件募集新株予約権割当日を平成 21 年 12 月 28 日から平成 22 年 1 月 8 日までの何れかの日に変更することができるものとする。

2. 募集の目的及び理由

当社は、本日付にて業務提携契約を締結した、中国最大手の IT サービス・プロバイダーで联想ホールディングスを大株主に持つ Digital China Holdings Ltd.（以下「DCH」といいます。）と共に日本市場及び中国市場における積極的な事業展開を実施し、継続的成長が可能なサービス体制を構築すべ

く、その事業推進にインセンティブを与えることを目的とし、DCHの子会社であり、投資事業を主要事業としている Digital China Software (BVI) Limited (以下「DCS」といいます。)と、DCHの日本における関連会社の子会社である KING TECH SERVICE HK LIMITED (以下「KTS」といいます。)に第三者割当による新株予約権を割当ててることを決議いたしました。

本新株予約権の発行により、資金調達の多様化を図ると共に調達コストを削減し、また、当社の事業計画に十分な理解があり、当社の企業価値向上に向けて積極的に資本・業務提携を実施していただける割当先への新株予約権発行により資金調達を行うことが妥当であると判断したものであります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額	
本新株予約権の行使に係る調達額	2,312,500,000 円
発行諸費用	20,000,000 円
差引手取概算額	2,292,500,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

調達する資金につきましては、新株予約権の性質上、現時点において調達金額及びその用途時期を正確に計画することは困難であります。以下のとおり考えております。

調達資金は当社のキャッシュフロー改善に使用するものとし、借入金の圧縮及び事業の運転資金に充当する予定であり、支出時期は平成 22 年 7 月以降を予定しております。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

しばらくは世界的に厳しい経済状況が続くと思われませんが、その中で継続的な成長を実現し、企業価値を向上させるためには、積極的な投資が必要不可欠であると考えます。

本新株予約権により調達する資金によって借入金返済がおこなわれ、事業運転資金が自己資金で行われることにより、当社株主資本の充実、財務基盤の強化、安定が図れる他、安定的かつ積極的な事業展開を維持する観点からも企業価値向上に資するものであり、合理的であると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 行使価額の算定根拠

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額は、最近の急激な当社株価の変動に鑑み、平成 21 年 5 月 7 日から平成 21 年 11 月 2 日までの 6 ヶ月間のジャスダック証券取引所における当社株式の終値の平均値 19,284 円を参考として、割当先である DCS 及び KTS と検討した結果、18,500 円（ディスカウント 4.07%）といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 125,000 株がすべて行使された場合、当社の発行済株式総数は 25.06%増加し、一定の希薄化が生じる見込みですが、本資金調達により、安定的かつ積極的な事業運営が図られ、企業価値の向上が見込まれます。また、借入金の圧縮による財務体質の強化及び金利負担の減少は、配当原資の蓄積に資することとなります。

そのため、本新株予約権発行による希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

※本日（平成 21 年 11 月 4 日）付で第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関する当社取締役決議もおこなっております。その影響については別途開示の「第三者割当による新株式発行及びその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

割当先【Digital China Software (BVI) Limited】

① 商号	Digital China Software (BVI) Limited	
② 本店所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
③ 代表者の役職・氏名	郭為	
④ 事業内容	投資業務	
⑤ 資本金の額	1ドル	
⑥ 設立年月日	2002年2月13日	
⑦ 発行済株式数	1株	
⑧ 事業年度の末日	3月31日	
⑨ 従業員数	-	
⑩ 主要取引先	持株会社のため、該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	香港上海匯豐銀行有限公司 (HSBC)	
⑫ 大株主及び持株比率	神州数码系统集成服务有限公司 100%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当事項	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態

(単位:千HKD)

事業年度の末日	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	185,305	190,013	189,862
総資産	194,848	194,867	211,517
1株当たり純資産(HKD)	185,305	190,013	189,862
投資収益	△9,700	4,717	-
営業利益	△9,712	4,707	△151
経常利益	△9,712	4,707	△151
当期純利益	△9,712	4,707	△151
1株当たり当期純利益(HKD)	△9,712	4,707	△151
1株当たり配当金(HKD)	-	-	-

割当先【KING TECH SERVICE HK LIMITED】

① 商 号	KING TECH SERVICE HK LIMITED	
② 本店所在地	香港 (Room 301, 3 rd Floor, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong)	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 王 遠耀	
④ 事業内容	コンピュータ関連機器の輸出入及び販売 等	
⑤ 資本金の額	500,000HKD	
⑥ 設立年月日	2006年6月6日	
⑦ 発行済株式数	500,000株	
⑧ 事業年度の末日	9月30日	
⑨ 従業員数	一名 (株式会社キング・テック社員兼任4名)	
⑩ 主要取引先	Beijing Jinxin Technology Co.,Ltd HK Kingnet Int' L Electron Co.,Ltd	
⑪ 主要取引銀行	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ,Ltd. Hong Kong Branch. Mizuho Corporate Bank,Ltd. Hong Kong Branch. Sumitomo Mitsui Banking Corporation. Hong Kong Branch.	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社キング・テック 100%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当事項	該当事項はありません。

⑭最近3年間の経営成績及び財政状態

(単位：USD)

事業年度の末日	2006年9月期	2007年9月期	2008年9月期
純 資 産	65,006	107,857	221,066
総 資 産	448,769	3,204,688	7,066,224
1株当たり純資産	0.1300	0.2157	0.4421
売 上 高	440,274	3,181,153	7,023,014
営 業 利 益	484	62,578	165,093
経 常 利 益	632	52,350	132,019
当 期 純 利 益	632	42,850	113,209
1株当たり当期純利益	0.0013	0.0857	0.2264
1株当たり配当金	—	—	—

(2) 割当先を選定した理由

DCSは、香港市場に上場している中国最大手のITサービス・プロバイダーで聯想ホールディングスを大株主に持つDCHの子会社であり、組織・資金的な安定性が十分に期待でき、また第三者機関による調査を踏まえ、反社会的勢力との関わりがないことを確認しています。

当社の事業展開の観点からは、すでに当社の中国子会社との取引実績があり、一定以上の信頼関係を構築できているDCグループに属していること、及び今後のより積極的かつ具体的な協力関係強化にも資するものと考え、割当先として選定いたしましたものであります。

また、KTSは、DCHの日本の関連会社である株式会社キング・テックの子会社であります。DCグループの一員であることから、組織・資金的な安定性が十分に期待でき、また第三者機関による調査を踏まえ、反社会的勢力との関わりがないことを確認しているため、割当先として選定いたしましたものであります。

(3) 割当先の保有方針

DCS及びKTSより、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針について中長期的に保有するものであることを確認しております。

また、上記割当先から、本新株予約権の行使に先立って、いわゆる借株による事前売却を行わないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成21年11月4日現在）		予約権の行使後	
李 堅	10.13%	Digital China Software (BVI) Limited	14.43%
株式会社SRAホールディングス	5.51%	李 堅	8.10%
琴井 啓文	5.50%	KING TECH SERVICE HK LIMITED	5.61%
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	5.41%	株式会社SRAホールディングス	4.41%
イーピーエス株式会社	4.98%	琴井 啓文	4.40%
株式会社ブロードリーフ	4.98%	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	4.33%
周 誠	2.41%	イーピーエス株式会社	3.99%
ソフトバンク・テクノロジー株式会社	1.68%	株式会社ブロードリーフ	3.99%
SJI 従業員持株会	1.57%	周 誠	1.93%
ピクテサブジャパニーズレジデント	1.50%	ソフトバンク・テクノロジー株式会社	1.35%

※募集後の持株比率は、平成21年9月30日現在の株主名簿に今回発行する新株予約権がすべて行使された場合の新株式発行による増加分を反映したものであります。また、本日（平成21年11月4日）付で第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関する当社取締役決議もおこなっておりますので、その影響については別途開示の「第三者割当による新株式発行及びその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。なお、本募集の新株予約権すべての行使に加え、上記第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を実行した際の大株主及び持株比率の状況は以下のとおりとなる見込みであります。

増資、処分、予約権の行使後	
Digital China Software (BVI) Limited	30.81%
KING TECH SERVICE HK LIMITED	10.07%
李 堅	5.99%
株式会社SRAホールディングス	5.98%
琴井 啓文	3.25%

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	3.20%
イーピーエス株式会社	2.95%
株式会社ブロードリーフ	2.95%
周 誠	1.43%
ソフトバンク・テクノロジー株式会社	1.00%

8. 今後の見通し

今回の第三者割当による新株予約権の発行が、当社の平成22年3月期の連結業績及び個別業績への影響は軽微であります、中長期的には収益に貢献するものと考えております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

事業年度の末日	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高	35,241	25,863	25,794
営業利益	2,386	1,670	1,441
経常利益	2,371	1,633	1,247
当期純利益	1,353	185	△248
1株当たり当期純利益（円）	2,741.29	380.50	△523.80
1株当たり配当金（円）	800	200	200
1株当たり純資産（円）	19,640.84	16,807.80	15,496.07

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	498,799株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	156,000円	81,100円	35,600円
高値	158,000円	86,800円	38,500円
安値	74,100円	33,600円	11,620円
終値	80,700円	35,550円	13,200円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	11,000円	14,130円	19,000円	23,900円	18,960円	22,850円
高値	14,770円	19,600円	24,930円	24,890円	23,900円	27,000円
安値	10,760円	13,300円	17,500円	18,030円	18,750円	21,200円
終値	14,050円	19,000円	23,900円	19,180円	22,850円	26,990円

③ 発行決議日における株価

	平成21年11月2日
--	------------

始 値	29,990 円
高 値	29,990 円
安 値	29,990 円
終 値	29,990 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
当該事項はありません。

10. 発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社S J I 第4回新株予約権

(2) 目的である株式の種類・数

本件募集新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

本件募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

本件募集新株予約権割当日以降、当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数はそれぞれの効力発生時点において次の算式により調整され、当該調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。この場合、本件募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後の付与株式数に当該調整時点で行使又は消却されていない本件募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後の付与株式数 = 調整前の付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本件募集新株予約権の割当日以降、当社が合併又は会社分割等の組織再編行為を行う場合であり、かつ、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当該組織再編行為の条件等を勘案の上、独立した第三者である公認会計士等専門家の意見を聴取した後、合理的な範囲において付与株式数を調整するものとする。この場合、本件新株予約権の目的である株式の総数は、調整後の付与株式数に当該調整時点で行使又は消却されていない本件募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

(3) 行使価額

本件募集新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本件募集新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額（以下、「本件行使価額」という。）は、1,850,000日本円（新株予約権の目的たる株式1株当たり18,500日本円）とする。

なお、本件募集新株予約権割当日以降、当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、本件行使価額はそれぞれの効力発生時点において次の算式により調整され、当該調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後の本件行使価額 = 調整前の本件行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本件募集新株予約権割当日以降、当社が合併を行う場合、株式の無償割当を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、本件行使価額の調整を必要とする場合には、当社は当該合併の条件等を勘案の上、合理的な範囲内において本件行使価額を調整することができる。

(4) 行使期間

2010年6月30日から2011年12月29日まで（以下、「本件行使期間」という。）。

但し、本件行使期間の最終日が行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に定める日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 行使条件

自己に割り当てられた1個の本件募集新株予約権の一部については、これを行使することができない。

(6) 消却事由及び消却条件

当社は、当社が新設合併若しくは吸収合併により消滅すること、又は、株式交換若しくは株式移転によ

り他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当該新設合併若しくは吸収合併又は株式交換若しくは株式移転の効力発生日以前に、残存する本件募集新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本件募集新株予約権の行使により発行する株式に係る払込金額中、当該株式の発行により増加する資本準備金の額は、当該払込金額より資本金に組入れる額を減じた額とする。当該株式の発行により増加する資本金の額は、当該払込金額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(8) 特則・行使方法

・割当日変更協議

割当先当社が協議の上必要性があると合意し書面で確認した場合、当社の取締役会は、本件募集新株予約権割当日を 2009 年 12 月 28 日から 2010 年 1 月 8 日までの何れかの日に変更することができる。

・行使方法

割当先は、当社に対し、本件新株予約権を行使する場合、本件行使期間内に、本件行使価額に行使される本件新株予約権の数を乗じた額の金銭を、予め定める口座に振り込むと共に、当社所定の様式の権利行使申込書を提出する。なお、当該振込に要する費用は割当先の負担とする。

・株式の振替

当社は、前項に定める金銭の振込みが完了した場合、直ちに、割当先に対して、行使された本件新株予約権の目的である当社の株式を、指定の口座に、株式保管振替機構を通じて振り替える。

(9) 行使価額の算定

・割当先及び当社は、本件行使価額が、2009 年 5 月 7 日から 2009 年 11 月 2 日までの間の各日における、ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値を基準として算出した金額であることを確認する。

・割当先及び当社は、本契約締結後の事情変更により、本件行使価額を変更することはできないことを確認する。

(10) 停止条件

本件募集新株予約権割当日より前に、当社の株主総会で同日に承認決議を得ること（会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議によるものとする。）を、発行条件とする。

また、割当先又は当社は、本契約締結日から本件募集新株予約権割当日までの間に、相手方において次の各号に定める事由が発生した場合には、相手方に催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。但し、相手方において次の各号に定める事由が発生した場合であっても、割当先又は当社は、情状を考慮して本契約を解除しないことができる。

・差押、仮差押、仮処分等の執行を受けたこと

・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、及び、特別清算手続開始（又はこれに類似する倒産手続の開始）の決定を受け、又はかかる手続を求める申立てがなされたこと

・公租公課の滞納処分を受けたこと

・財産状況の著しい悪化、又はそのおそれが存在すること

・公開されている当社の財務諸表につき、故意又は重過失により虚偽の記載がなされていることが判明したこと

・監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたこと

・事前の協議なく解散、合併、会社分割、事業譲渡が行われたこと

・主要株主の変動等により、会社の支配関係が大幅に変動したこと

・本契約に定める表明及び保証の 1 つが、本契約締結日において重要な点において真実でなく、又は、不正確であること。

・本契約に基づく義務を重要な点において履行していないこと

・本契約の締結又は履行のために必要とされる許認可その他手続を取得せず、又は履践若しくは完了していないこと

- ・捜査機関による刑事手続，行政機関による犯則事件の調査手続，本契約において企図される取引の重大な障害となる訴訟その他法的手続が存在すること
- ・当社が平成21年11月4日付で関東財務局に提出する予定の本件新株式及び本件新株予約権の募集に関する有価証券届出書について，通常予定される期間が経過した後もなおその効力が発生していないこと

(11) 不可抗力による解除

割当先及び当社は，経済情勢の大幅な変動，天変地異その他やむを得ない事由により，本契約に基づく義務及び債務の履行が困難であると客観的に認められる場合には，割当先当社が協議して合意し書面で確認した場合，何らの責任を負うことなく，本契約を解除することができる。

(12) 譲渡の禁止

割当先及び当社は，相手方当事者の事前の書面による承諾を得ることなく，本契約の契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡，担保設定その他一切の処分をしてはならず，又，第三者に承継させてはならない。

以 上